

広島県告示第八百十二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第一項の規定によつて、漁業の免許の内容たるべき事項等を次のとおり定めた。

令和二年七月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 免許予定日

令和二年十月一日

二 存続期間

免許の日から令和五年八月三十一日まで

三 申請期間

令和二年七月九日から令和二年八月三十一日まで

四 公示番号

区第四百三十六号

五 免許の内容たるべき事項

1 漁業種類、名称及び時期

漁業種類	名 称	時 期
第一種区画漁業	かき延縄垂下式養殖業	一月一日から二月三日まで

2 漁場の位置及び区域

(1) 位置

福山市走島町走島唐船地先

(2) 区域

次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カアを結んだ六直線によつて囲まれた区域
基 点 一 走島小山の鼻南東護岸の階段北側付け根から護岸沿い北西に五十四

メートルの所

〃 二 〃 徳利の鼻

〃 三 〃 前唐船の鼻

ア 一から走島町袴島北西端見通す百二十メートルの所

イ 二から袴島北西端を見通す五十メートルの所

ウ 三から袴島北西端を見通す線五十五メートルの所

エ 〃 〃 百五十メートルの所

オ 二から袴島北西端を見通す線上百五十メートルの所

カ 一から袴島北西端を見通す線上百二十メートルの所

六 地元地区

福山市走島町